

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成25年  
2月22日  
(金曜日)

## 目次

規則  
知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則(学事文書課)……………一  
介護保険法施行細則の一部を改正する規則(長寿社会課)……………一  
告示  
生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課)……………二  
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(三件)(厚政課)……………三  
急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)……………四  
急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(砂防課)……………五  
公告  
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)……………五  
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課)……………六  
林業種苗生産事業者講習会の開催(森林整備課)……………六



知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年二月二十二日

山口県知事 山本 繁太郎

### 山口県規則第二号

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成十四年山口県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。  
別表職員採用選考の成績の項の次に次により加える。

職員採用選考の成績(弁護士を採用に係るものに限る。)	合格発表の日から一年	総務部学事文書課
----------------------------	------------	----------

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年二月二十二日

山口県知事 山本 繁太郎

### 山口県規則第三号

介護保険法施行細則の一部を改正する規則

介護保険法施行細則(平成十二年山口県規則第三百三三号)の一部を次のように改正する。

第一条第五項中、「法第七十七条第一項(法第七十七条の二第四項において準用する場合を含む。)」を「健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法(以下「旧介護保険法」という。)(第七十七条の二第四項において準用する旧介護保険法第七十七条第一項)に改め、「指定介護療養型医療施設指定申請書(別記第五号様式)又は」を削る。

第四条第一項中、「法第七十七条又は」を削り、「第一百五十五条の五第一項」の下に「又は旧介護保険法第一百一十一条」を加える。

第五条及び第十条中「法」を「旧介護保険法」に改める。

別記第一号様式(その一)の添付書類10及び同様式(その二)の添付書類11中「第70条第2項第1号から第3号まで、第5号から第7号の2まで、第9号若しくは第10号」を「第70条第2項第1号、第115条の2第2項第1号から第3号まで、第5号から第7号の2まで、第9号若しくは第10号」を「第115条の2第2項第1号から第3号まで、第5号から第7号の2まで、第9号若しくは第10号」に改める。

別記第一号様式(その三)の添付書類10、同様式(その四)の添付書類8及び同様式(その五)の添付書類8中「第70条第2項第1号から第3号まで、第5号から第7号の2まで、第9号若しくは第10号」を「第70条第2項第1号、第115条の2第2項第1号から第3号まで、第5号から第7号の2まで、第9号若しくは第10号」に改める。

まで又は第7号から第11号まで、**ウ**「第6号の2、第6号の3、第10号の2及び第12号を除く。」**エ**「第115条の2第2項第1号から第3号まで、第5号から第7号の2まで、第9号若しくは第10号」**オ**「第115条の2第2項各号」**カ**第6号

「**ニ**」**イ**「第115条の2第2項各号に該当しないこと又は同法第115条の2第2項各号に該当しないことを誓約する書面」

10 介護保険法第70条第2項各号に該当しないこと又は同法第115条の2第2項各号に該当しないことを誓約する書面

「**ハ**」**イ**「第115条の2第2項各号に該当しないこと又は同法第115条の2第2項各号に該当しないことを誓約する書面」

10 介護保険法第70条第2項各号（事業所が病院若しくは診療所である場合にあっては、第6号の2、第6号の3、第10号の2及び第12号を除く。）に該当しないこと又は同法第115条の2第2項各号（事業所が病院若しくは診療所である場合にあっては、第6号の2、第6号の3、第10号の2及び第12号を除く。）に該当しないことを誓約する書面

「**ヘ**」**イ**「第115条の2第2項各号に該当しないこと又は同法第115条の2第2項各号に該当しないことを誓約する書面」

5 「事業所の種別」欄の「**イ**」項「診療所」とは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成24年山口県規則第82号。以下「指定居宅サービス等条例施行規則」という。）第95条第1項又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成24年山口県規則第83号。以下「指定介護予防サービス等条例施行規則」という。）第84条第1項の規定の適用を受ける診療所を、「2項診療所」とは、指定居宅サービス等条例施行規則第95条第2項又は指定介護予防サービス等条例施行規則第84条第2項の規定の適用を受ける診療所をいう。  
6 「経験看護師」欄は、指定居宅サービス等条例施行規則第95条第2項又は指定介護予防サービス等条例施行規則第84条第2項の規定の適用を受ける診療所の場合にのみ記入すること。

「**コ**」**イ**「第115条の2第2項各号に該当しないこと又は同法第115条の2第2項各号に該当しないことを誓約する書面」

1	単独型	2	併設型	3	空床利用型
4	ユニット型	5	一部ユニット型		

「**ク**」**イ**「第115条の2第2項各号に該当しないこと又は同法第115条の2第2項各号に該当しないことを誓約する書面」

13 介護保険法第70条第2項各号に該当しないこと又は同法第115条の2第2項各号に該当しないことを誓約する書面

「**ケ**」**イ**「第115条の2第2項各号に該当しないこと又は同法第115条の2第2項各号に該当しないことを誓約する書面」

12 介護保険法第70条第2項各号（事業所が病院若しくは診療所である場合にあっては、第6号の2、第6号の3、第10号の2及び第12号を除く。）に該当しないこと又は同法第115条の2第2項各号（事業所が病院若しくは診療所である場合にあっては、第6号の2、第6号

の3、第10号の2及び第12号を除く。）に該当しないことを誓約する書面  
「**ク**」**イ**「第115条の2第2項各号に該当しないこと又は同法第115条の2第2項各号に該当しないことを誓約する書面」  
「**ケ**」**イ**「第115条の2第2項各号に該当しないこと又は同法第115条の2第2項各号に該当しないことを誓約する書面」

10 介護保険法第70条第2項各号（事業所が病院若しくは診療所である場合にあっては、第6号の2、第6号の3、第10号の2及び第12号を除く。）に該当しないこと又は同法第115条の2第2項各号（事業所が病院若しくは診療所である場合にあっては、第6号の2、第6号の3、第10号の2及び第12号を除く。）に該当しないことを誓約する書面

「**コ**」**イ**「第115条の2第2項各号に該当しないこと又は同法第115条の2第2項各号に該当しないことを誓約する書面」

10 介護保険法第70条第2項各号（事業所が病院若しくは診療所である場合にあっては、第6号の2、第6号の3、第10号の2及び第12号を除く。）に該当しないこと又は同法第115条の2第2項各号（事業所が病院若しくは診療所である場合にあっては、第6号の2、第6号の3、第10号の2及び第12号を除く。）に該当しないことを誓約する書面

5 「事業所の種別」欄の「**イ**」項「診療所」とは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成24年山口県規則第82号。以下「指定居宅サービス等条例施行規則」という。）第95条第1項又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成24年山口県規則第83号。以下「指定介護予防サービス等条例施行規則」という。）第84条第1項の規定の適用を受ける診療所を、「2項診療所」とは、指定居宅サービス等条例施行規則第95条第2項又は指定介護予防サービス等条例施行規則第84条第2項の規定の適用を受ける診療所をいう。  
6 「経験看護師」欄は、指定居宅サービス等条例施行規則第95条第2項又は指定介護予防サービス等条例施行規則第84条第2項の規定の適用を受ける診療所の場合にのみ記入すること。

「**ク**」**イ**「第115条の2第2項各号に該当しないこと又は同法第115条の2第2項各号に該当しないことを誓約する書面」

1	単独型	2	併設型	3	空床利用型
4	ユニット型	5	一部ユニット型		

「**ケ**」**イ**「第115条の2第2項各号に該当しないこと又は同法第115条の2第2項各号に該当しないことを誓約する書面」

13 介護保険法第70条第2項各号に該当しないこと又は同法第115条の2第2項各号に該当しないことを誓約する書面



12 介護保険法第70条第2項各号（事業所が病院若しくは診療所である場合にあっては、第6号の2、第6号の3、第10号の2及び第12号を除く。）に該当しないこと又は同法第115条の2第2項各号（事業所が病院若しくは診療所である場合にあっては、第6号の2、第6号

「**コ**」**イ**「第115条の2第2項各号に該当しないこと又は同法第115条の2第2項各号に該当しないことを誓約する書面」  
「**ク**」**イ**「第115条の2第2項各号に該当しないこと又は同法第115条の2第2項各号に該当しないことを誓約する書面」  
「**ケ**」**イ**「第115条の2第2項各号に該当しないこと又は同法第115条の2第2項各号に該当しないことを誓約する書面」

平成二十五年二月二十二日

山口県知事 山本 繁太郎

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名	居宅介護事業所 所在地	事業の 種類	廃止年月日
合同会社きら きらヘルパー ステーション	宇部市西宇部 北四丁目三番 五号	合同会社きら きらヘルパー ステーション	宇部市西宇部 北四丁目三番 五号	訪問介 護	平成二四、 一、三〇
有限会社メ ディカルサー ビス	周南市大字 須々万本郷二 六七一の一	有限会社メ ディカルサー ビス・訪問介 護部門	周南市大字 須々万本郷二 四六〇の五	"	"
有限会社メ ディカルサー ビス	周南市大字 須々万本郷二 六七一の一	有限会社メ ディカルサー ビス	周南市大字 須々万本郷二 四六〇の五	"	"
有限会社メ ディカルサー ビス	周南市大字 須々万本郷二 六七一の一	有限会社メ ディカルサー ビス	周南市大字 須々万本郷二 四六〇の五	"	"

山口県告示第五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、  
介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

介護予防事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事業所 名	介護予防事業所 所在地	事業の 種類	廃止年月日
合同会社きら きらヘルパー ステーション	宇部市西宇部 北四丁目三番 五号	合同会社きら きらヘルパー ステーション	宇部市西宇部 北四丁目三番 五号	介護予 防訪問 介護	平成二四、 一、三〇
有限会社メ ディカルサー ビス	周南市大字 須々万本郷二 六七一の一	有限会社メ ディカルサー ビス・訪問介 護部門	周南市大字 須々万本郷二 四六〇の五	"	"

平成二十五年二月二十二日

山口県知事 山本 繁太郎

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名	居宅介護事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
山口アポロ石 油株式会社	宇部市港町一 丁目一四番七 号	ヘルパース テーションア ポロ	宇部市大字中 部一八五八 の三〇	訪問介 護	平成二五、 一、
株式会社 ミュージック ファーマー	下松市大字末 武中四〇の五	ヘルパース テーション はつぱい	下松市大字末 武中四〇の五	"	平成二四、 七、
有限会社メ ディカルサー ビス	周南市大字 須々万本郷二 六七一の一	有限会社メ ディカルサー ビス	周南市大字 須々万本郷二 六七一の一	"	"
有限会社エ ンタープライ ズ	山口市秋穂東 六二五二	秋穂訪問看護 ステーション	山口市秋穂東 四七〇九	訪問看 護	平成二五、 一、
総合メディカ ル株式会社	福岡市中央区 天神二丁目一 四番八号	そうごう薬局 小野田店	山陽小野田市 日の出三丁目 八番一二号	居宅療 養管理 指導	"
株式会社アサ ヒコーポレイ ション	宇部市大字東 須恵一六七の 六〇	あさひデイ サービスセン ター則貞	宇部市則貞三 丁目一〇番四 一号	通所介 護	"
医療法人かむ らくりニツク 株式会社真	山口市小郡下 郷三〇七の二 二番五号	若菜デイサー ビス	山口市小郡下 郷三〇七の二 二番五号	"	"
株式会社清水 製材所	防府市中央町 二番五号	真 デイサービス クラブこくが	防府市中央町 二番五号	"	"
医療法人社団 高橋内科	周南市緑町一 丁目六六	リハビリデイ サービスあけ ぼの	周南市緑町一 丁目六六	"	平成二五、 一、

山口県告示第五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、  
介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年二月二十二日

山口県知事 山本 繁太郎

居宅介護支援事業者 主たる事務所 の所在地	居宅介護支援事業所 所在地	指定年月日
株式会社富貴 防府市八王子一 丁目一七番七号	ふうき居宅介護 支援事業所 防府市八王子一 丁目一七番七号	平成二五、 一
合同会社鬼木事 務所 光市大字岩田一 一八〇の一	鬼木事務所指定 居宅介護支援事 業所 光市大字岩田一 一八〇の一	"
有限会社メデイ カルサービス 周南市大字須々 万本郷二六七一 の一	有限会社メデイ カルサービス 周南市大字須々 万本郷二六七一 の一	平成二四、 五
社会福祉法人上 関福祉会 熊毛郡上関町大 字長島一三九〇	上関福祉会居宅 介護支援事業所 熊毛郡上関町大 字長島一五六一 の一	平成一九、 四

山口県告示第六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、  
介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年二月二十二日

山口県知事 山本 繁太郎

介護予防事業者 氏名又は名 称 住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
山口アポロ石 油株式会社 宇部市港町一 丁目一四番七 号	ヘルパース テーションア ポロ 宇部市大字中 の三〇一八五八	介護予 防訪問 介護	平成二五、 一
株式会社 ミュージック フアーマー 下松市大字末 武中四〇の五	ヘルパース テーション はっぴい 武中四〇の五	"	平成二四、 七
有限会社メ デイカルサー ビス 周南市大字 須々万本郷二 六七の一	有限会社メ デイカルサー ビス 周南市大字 須々万本郷二 六七の一	"	"
株式会社アサ ヒコーポレイ ション 宇部市大字東 須恵一六七の 六〇	あさひデイ サービスセン ター則貞 宇部市則貞三 丁目一〇番四 一	介護予 防通所 介護	平成二五、 二
医療法人社団 高橋内科 周南市緑町一 丁目六六	リハビリデイ サービスあけ ぼの 周南市緑町一 丁目六六	"	"

山口県告示第六十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三  
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十五年二月二十二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 区域の名称  
羽永地区  
二 区域の範囲  
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号  
と十号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字 名	字 名	地 番	標 柱 番 号
美 祢 市	大 嶺 町 北 分	下 後 迫	四七一	一号
"	"	上 羽 永	一四三三	二号
"	"	"	一四三三	三号
"	"	"	一四三三	四号
"	"	中 羽 永	一四三三	五号
"	"	"	一四三九	六号
"	"	"	五二四	七号
"	"	上 羽 永	五二四	八号
"	"	"	四九五の一	九号
"	"	下 後 迫	四八四の一	十号
"	"	"	四七二	"

市 名	大 字 名	字 名	地 番	標 柱 番 号
一 区域の名称 城山地区				
二 区域の範囲 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号 と十号を結んだ線に囲まれた区域				

市名	美祢市
大字名	大嶺町北分
字名	二ノ五反田
地番	三五九の九 三七八の四 三六一の一 四〇〇の一 二二六五 四一八 四二二の一 四四二 四四二
標柱番号	一号 二号 三号 四号 五号 六号 七号 八号 九号

**山口県告示第六十二号**  
 急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示(平成十五年山口県告示第六十一号)の一部を次のように改正する。  
 平成二十五年二月二十二日  
 山口県知事 山本 繁太郎

河内(1)地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。  
 二 区域の範囲  
 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた区域

長門市東深川古城山	一の五 一の三 一の三 四九二 一三四八の一 一三三三の三地先 一三五六の一 一三五九 九八六の一地先 九八六の一	一号 二号 三号 四号 五号 六号 七号 八号 九号 十号
-----------	--	--

(五) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十五年四月四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年二月二十二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日  
平成二十五年二月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人生き活きネットみすみ  
 代表者の氏名 山田 妙子  
 主たる事務所の所在地 長門市三隅中字丸山二九〇番地の一



前田	二ノ五反田	河内	前田	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二二八二の一	二二八〇の一	二二七〇の一	二二六八の一	二二四九の三地先	二二〇二の四	二一九の一	四四五五の一	四五七	四五二	二三四	四四六
二十一号	二十号	十九号	十八号	十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号

(五二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年十月二日山口県公告(四七二)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十五年二月二十二日から同年三月二十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年二月二十二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイキョー下関

所在地 下関市東大和町二丁目二番二号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年十月二日山口県公告(四七二)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十五年二月二十二日から同年三月二十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年二月二十二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイキョー下関

所在地 下関市東大和町二丁目二番二号

二 意見の概要

騒音の発生に係る事項及び街並みづくりについて配慮を求める。

(五四) 林業種苗生産事業者講習会の開催

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十一条第一項の規定により、林業種苗

平成二十五年二月二十二日印刷  
平成二十五年二月二十二日発行

発行人 山口県庁  
山口県知事

生産事業者講習会を次のとおり開催します。

平成二十五年二月二十二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 講習の対象となる者

林業種苗の生産事業者の登録を受けようとする者

二 講習会の日時及び場所

(一) 日時

平成二十五年三月十八日(月曜日) 午前九時から

(二) 場所

山口市宮野上一七六八番地の一 山口県農林総合技術センター 林業技術部

三 講習の科目及び時間

科	目	時	間
種苗に関する法令		二	
種苗の産地及び系統		二	
種苗の生産技術		二	

四 受講の手続

講習を受けようとする者は、林業種苗法施行細則(昭和四十六年山口県規則第五号)第二条に規定する生産事業者講習会受講申込書に生産事業者講習手数料一万五千四百十円に相当する山口県収入証紙を貼って、住所地を所管する農林事務所の長を経由して知事に提出すること。

五 受講申込書の提出期限

平成二十五年三月十一日(月曜日)

六 その他

この講習会の受講についての問合せは、山口県農林水産部森林整備課(電話〇八三―九三三―三四八五)又は最寄りの農林事務所にすること。